

青森市障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う物品等の調達において、市内の障害者の雇用の促進を図ることを目的に、障害者雇用促進企業から優先して調達を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等の調達 物品の買入れ、製造の請負及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係るものを除く。）を受けることをいう。
- (2) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。
- (3) 障害者雇用促進企業 青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成17年青森市規則第161号）第5条第1項の規定により、競争入札に参加する資格があると認定された者であって、次のいずれにも該当する者として、市長が登録した者をいう。

ア 市内に本店又は支店若しくは営業所等（以下「本店等」という。）を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。）であること。ただし、市外に本店を有する者にあつては、市内の支店又は営業所等に青森市を相手方とする契約の権限を委任していること。

イ 法第43条第1項の規定を満たしていること（除外率に係る部分を除く。）。ただし、次条の規定による申請の日の属する月までの1年間の各月の初日（以下「過去1年間の各月の初日」という。）において常時雇用している労働者数の合計を12で除した数が37.5未満である場合は、1人以上の障害者を雇用していること。

ウ 過去1年間の各月の初日において市内の本店等で常時雇用している障害者数の合計が、過去1年間の各月の初日において常時雇用している労働者数の合計に100分の2.7を乗じて得た数（その数に1未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）以上であること。ただし、過去1年間の各月の初日における常時雇用している労働者数の合計を12で除した数が37.5未満である場合は、過去1年間の各月の初日における常時雇用している障害者数の合計を12で除した数が1以上であること。

(障害者雇用促進企業の登録の申請)

第3条 障害者雇用促進企業の登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業登録申請書（様式第1号）に障害者雇用状況計算書（様式第2号）その他市長が必要と認める書

類を添えて、市長に申請しなければならない。

(障害者雇用促進企業の登録等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査をし、適格と認めるときは、障害者雇用促進企業の登録を行い、申請者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(障害者雇用促進企業の登録の有効期間)

第5条 障害者雇用促進企業の登録の有効期間は、前条の規定による通知があった月の翌月の初日から、当該日の属する年度の3月31日までとする。

(変更届)

第6条 障害者雇用促進企業の登録を受けた者は、第3条の規定による申請の内容に変更があったときは、障害者雇用促進企業登録変更届(様式第3号)により、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、障害者雇用促進企業の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条第3号の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 正当な理由がなく前条の規定による届出を行わなかったとき。

2 前項第2号又は第3号に該当するものとして同項の規定により登録を取り消された者は、登録を取り消された日から起算して1年を経過する日までの間は、第3条の規定による申請をすることができない。

(調査等)

第8条 市長は、障害者の雇用状況等の内容を確認するため、障害者雇用促進企業を実地に調査し、又は必要な報告を求めることがある。

(障害者雇用促進企業の公表)

第9条 市長は、第4条の規定により障害者雇用促進企業を登録したときは、障害者雇用促進企業登録名簿を作成し、公表するものとする。

(指名競争入札等における優先指名)

第10条 市長は、指名競争入札により物品等の調達をしようとするときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、1者以上の障害者雇用促進企業を他の者に優先して指名するよう努めるものとする。ただし、対象となる物品等は、物品等に係る競争入札参加資格審査申請の際、受注を希望する順位を第1順位として申請した業種の品目又は部門とする。

(随意契約における優先取扱い)

第11条 市長は、随意契約により物品等の調達をしようとするときは、当該契約が地方

自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に該当する場合には限り、予算の適正な執行に配慮しつつ、次に掲げるところにより、障害者雇用促進企業を他の者に優先して取り扱うよう努めるものとする。

- (1) 2者以上の者から見積書を徴するときは、障害者雇用促進企業を他の者に優先して選定するものとする。
- (2) 1者から見積書を徴するときは、障害者雇用促進企業を他の者に優先して選定するよう配慮するものとする。

2 前条ただし書の規定は、随意契約による物品等の調達について準用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成24年9月3日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年3月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の青森市障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の実施の日以後に行う障害者雇用促進企業の登録の申請から適用する。
- 3 この要綱による改正前の青森市障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）第4条の規定により行われた障害者雇用促進企業の登録は、改正前の要綱第5条に規定する登録の有効期間の満了する日までの間、改正後の要綱第4条の規定により行われた障害者雇用促進企業の登録とみなす。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成31年3月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の青森市障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の実施の日以後に行う障害者雇用促進企業の登録の申請から適用する。
- 3 この要綱による改正前の青森市障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）第4条の規定により行われた障害者雇用促進企業の登録は、改正前の要綱第5条に規定する登録の有効期間の満了する日までの間、改正後の要綱第4条の規定により行われた障害者雇用促進企業の登録とみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の青森市障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、この要綱の実施の日以後に行う障害者雇用促進企業の登録の申請から適用する。
- 3 この要綱による改正前の青森市障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱(以下「改正前の要綱」という。)第4条の規定により行われた障害者雇用促進企業の登録は、改正前の要綱第5条に規定する登録の有効期間の満了する日までの間、改正後の要綱第4条の規定により行われた障害者雇用促進企業の登録とみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の青森市障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、この要綱の実施の日以後に行う障害者雇用促進企業の登録の申請から適用する。
- 3 この要綱による改正前の青森市障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱第4条の規定により行われた障害者雇用促進企業の登録は、同要綱第5条に規定する登録の有効期間の満了する日までの間、改正後の要綱第4条の規定により行われた障害者雇用促進企業の登録とみなす。
- 4 改正後の要綱第2条第3号イ及びウの規定の適用については、令和8年6月30日までの間、改正後の要綱第2条第3号イただし書中「37.5」とあるのは「40.0」と、同号ウ中「100分の2.7」とあるのは「100分の2.5」と、同号ウただし書中「37.5」とあるのは「40.0」とする。